証券コード　３６７８
平成27年５月８日

株　主　各　位

東京都渋谷区代々木四丁目30番３号
株式会社メディアドゥ
代表取締役社長　藤　田　恭　嗣

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年５月26日（火曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年５月27日（水曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　８階ホール

平成26年８月１日付で、本店所在地を東京都渋谷区へ変更しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしております。

開催場所が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。

３．目的事項

報告事項　第16期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、株主総会終了後、事業説明会の開催を予定しておりますので、併せてご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.mediado.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動により個人消費は一時的に落ち込み伸び悩んだ感がありましたが、政府の積極的な経済政策を背景に全般的には緩やかな回復基調で推移しました。

当社に関連するデジタルコンテンツ流通を取り巻く事業環境については、携帯電話の契約数は平成26年12月末時点で１億2,511万件となり、総務省発表の総人口（平成27年１月１日現在概算値）に占める割合（人口普及率）は98.5％に達したとされています。そのうち、スマートフォン契約数は6,544万件となり、携帯電話契約数全体の52.3％まで拡大しました。加えて、タブレット端末の平成26年上期（平成26年４月～９月）の国内出荷台数は前年度に比べ20.8％増の413万台となったと発表されており、モバイルインフラはさらに整備が進んでいるといえます。（出所：「2014年国内携帯電話端末出荷状況」「2014年度上期国内タブレット端末出荷状況」MM総研）

また、当社の主力事業領域である電子書籍市場は、平成26年度において1,250億円と予測されており、前年度の936億円から314億円増加し、初めて1,000億円の大台を突破すると想定されています。平成26年の出版市場（国内書籍・雑誌の推定販売額合計）は１兆6,065億円（出所：出版科学研究所）となっており、電子書籍市場は今後も引き続き拡大が見込まれ、平成30年には2,790億円となり、電子雑誌市場の550億円と合わせた電子出版市場は3,340億円程度になると予想されています。（出所：「電子書籍ビジネス調査報告書2014」インプレス総合研究所）

このような事業環境の下、「ひとつでも多くのコンテンツをひとりでも多くの人に届ける」ことで「健全な著作物の創造サイクルを実現する」という事業理念を実現するため、積極的な業容の拡大に取り組んでまいりま

した。

電子書籍事業におけるディストリビューション、アライアンス、ストア運営など、既存ビジネスにおいて積極的な施策を講じるとともに、電子図書館サービスへの進出のための業務提携や、今後のグローバル展開に向けた海外電子書店との業務提携、大手SNSサービス事業者、大手出版社とともに海外への電子書籍配信合弁会社の発足など、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

また、平成26年８月には、更なる発展を目指し、本社を名古屋市から東京都渋谷区に移転しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,074,664千円（前期比45.6%増）、経常利益は413,318千円（前期比81.0%増）、当期純利益は239,992千円（前期比36.0%増）となりました。

なお、当事業年度のセグメント別の業績は次のとおりであります。

事業区分別売上高	第15期（平成26年２月期）（前事業年度）		第16期（平成27年２月期）（当事業年度）		前事業年度比増減	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	増減率（%）
電子書籍事業	4,626,505	83.4	7,030,495	87.1	2,403,989	52.0
音楽・映像事業	562,413	10.1	469,621	5.8	△92,791	△16.5
ゲーム事業	219,466	4.0	149,269	1.8	△70,196	△32.0
その他事業	136,490	2.5	425,277	5.3	288,786	211.6
合計	5,544,876	100.0	8,074,664	100.0	2,529,787	45.6

（電子書籍事業）

電子書籍事業につきましては、LINE株式会社の「ＬＩＮＥマンガ」をはじめとした大型電子書店への電子書籍取次が堅調に推移し、売上高の伸長に大きく寄与するとともに、これまで取引が無かった大手電子書店との取引を開始するなど、ディストリビューション売上の底上げを図ることもできました。また、自社ストアとして絵本専門の電子書籍ストアアプリ「Toyboo!（トイブー!）」の提供を開始するなど、新たなユーザー層の獲得を試みました。

さらに、現在の「販売」中心のビジネスモデルから「貸出」によりコンテンツに触れる機会を創出するため、電子図書館プラットフォーム世界最

大手OverDrive,Inc.との戦略的業務提携によって、日本での電子図書館サービスの推進と、同社を通じて日本の優れたコンテンツを海外へ提供していく準備を開始いたしました。

グローバル展開に向けた動きとしては、米国で電子書籍サブスクリプション（読み放題）サービスを展開するScribd Inc.へ日本のコンテンツを独占提供する契約を締結し、また「ＬＩＮＥマンガ」の海外版を推進する合弁会社LINE Book Distribution株式会社を、LINE株式会社、株式会社講談社、株式会社小学館とともに設立しました。

一方、開発面においては、ユーザーの読書体験価値の向上と読書履歴からのマーケティング活用を目指し、高機能且つ使い易いオリジナルビューア（注）を開発いたしました。このビューアによって、ユーザーサービスの向上はもとより、新規電子書店の獲得や新たな電子書籍のビジネスモデルの確立を推進し、さらなる業容の拡大につなげていきたいと考えています。

その結果、売上高は7,030,495千円（前期比52.0％増）、セグメント利益は340,188千円（前期比63.0％増）となりました。

（注）電子書籍ファイルを表示・閲覧するためのソフトウェアのことをいいます。

（音楽・映像事業）

音楽・映像事業につきましては、引き続き「レゲエZION」「クラブZION」「DE-LUXE」などの音楽配信サービスをスマートフォン及びフィーチャーフォン向けに提供しましたが、モバイル有料音楽配信市場全体の縮小により、売上は減少傾向となりました。

その結果、売上高は469,621千円（前期比16.5％減）、セグメント利益は60,113千円（前期比5.3％増）となりました。

（ゲーム事業）

ゲーム事業につきましては、ソーシャルゲーム市場の競争激化により、売上は減少傾向となりました。

その結果、売上高は149,269千円（前期比32.0％減）、セグメント利益は5,320千円（前期は3,920千円の損失）となりました。

（その他事業）

その他事業につきましては、ニュース・情報系携帯電話サイト運営代行及び広告代理コンサルティング業務に引き続き注力し、取扱量が増えたことにより売上が拡大しました。

その結果、売上高は425,277千円（前期比211.6％増）、セグメント利益は7,390千円（前期は9,550千円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は164百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度における主な投資

・コンテンツ獲得費用	74百万円
・ソフトウェア	62百万円
・サーバー購入	16百万円
・移転にかかる設備費用	5百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、新株予約権の行使により174百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (平成24年2月期)	第 14 期 (平成25年2月期)	第 15 期 (平成26年2月期)	第 16 期 (当事業年度) (平成27年2月期)
売　上　高（千円）	3,602,637	4,086,007	5,544,876	8,074,664
経 常 利 益（千円）	59,303	31,571	228,309	413,318
当 期 純 利 益（千円）	16,008	4,488	176,411	239,992
１株当たり当期純利益（円）	2.18	0.61	22.24	25.49
総　資　産（千円）	1,525,477	1,491,335	2,908,021	4,120,728
純　資　産（千円）	324,724	329,212	1,437,394	1,855,989
１株当たり純資産額（円）	44.25	44.86	161.14	191.62

（注）１．第15期において平成25年９月14日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。また、第16期において平成26年３月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割、平成26年12月１日付で普通株式１株につき２株とする株式分割を行っております。

２．１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益については、第13期の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する著作物のデジタルコンテンツ流通市場は、市場の急速な拡大に加えサービス内容が多様化しております。

当社としては継続的な業績の拡大、業界における信頼度向上のために下記事項を対処すべき課題として認識し、積極的に取り組みを実施しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

①システム技術の強化

当社のサービスは、原則的に内製で開発したシステムを通じて提供をしております。スマートフォン等の新たなデバイスに対応したサービスの拡大やデータ量の増加に合わせたシステムの安定稼働のための対策、新しい技術の積極的な導入等、現行サービスの改善とともに中長期的視野に立ったシステム強化に取り組んでまいります。また、今後、電子書籍の流通がよりオープンになっていくことを想定し、電子書籍流通プラットフォームとして競争力のあるシステムを構築していきたいと考えております。

②事業の基盤強化

当社が、市場での優位性を確保し企業として成長を継続するためには、経営資源を確保し、既存事業の強化を図り、さらに、新規事業に対する積極的な取り組みが必須であります。そのための課題点は、以下のとおりであります。

ⅰ） コンテンツラインナップの充実

当社の主力事業である電子書籍関連サービスにおいて、継続的な成長のためには、商材としての知名度が高く人気のある電子書籍コンテンツを獲得するとともに、今まで取扱いができなかったコンテンツを獲得し、電子書籍タイトルを拡充していくことが不可欠であると捉えております。これまでのコミックを中心としたコンテンツラインナップに加え、今後は、一般書籍や雑誌等、幅広い分野の電子書籍コンテンツについても積極的に獲得していきたいと考えております。

ⅱ） 電子書籍流通網の拡大

当社の電子書籍関連サービスにおいて、コンテンツ確保と連動した電子書籍流通網の拡大は基盤強化のための重要な課題の一つであります。自社電子書店展開をはじめとして、既存の取引電子書店へのコンサルティング営業などによる電子書籍コンテンツの販売量の拡大や、顧客企業と共同で事業展開を行うアライアンス型の電子書店の立ち上げと独占的なコンテンツ供給による新たな販売網の構築を図ることで、電子書籍流通網の拡大に努めてまいります。

ⅲ） 将来に向けた研究開発・新規事業について

当社が事業を展開する業界においては、ボーダレス化の加速や競合企業の台頭など、市場環境や顧客ニーズ、競合他社の状況が常に変化しており、今後も変化の激しい事業環境になることが想定されます。このような事業環境においては、将来を見据えた新規事業の創出や研究開発は重要な課題であると考えております。

今後、当社の中長期の競争力確保につながる研究開発及びノウハウの蓄積を積極的且つ継続的に行うとともに、新規事業開発にも取り組んでまいります。

ⅳ） 海外事業展開の推進

当社の電子書籍事業は主に国内での事業を展開しておりますが、多くの優秀なコンテンツを抱える電子書籍業界においては、ボーダレス化が進みグローバル市場での事業展開が加速していくものと思われます。当社としても営業やプロモーションの体制から翻訳やオーサリング（注）等のオペレーションまで、電子書籍コンテンツの輸出入のための業務体制を強化し、世界に向けたビジネスを展開していきたいと考えております。

（注）文字や画像、音声、動画などの要素を組み合わせて一つのコンテンツ作品を組み立てることをいいます。

③優秀な人材の確保

当社は、市場拡大や新規参入企業の増加、ユーザーの嗜好の多様化等、事業環境に迅速に対応していくため、ユーザーの嗜好性分析やサービスの恒常的な改善を行うことのできる人材を確保し育成することが重要であると考えております。

人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われますが、当社としましては、優秀な人材を惹きつけられるように、社内教育制度の整備、福利厚生の充実を図っていくとともに、業界での存在感をさらに高め、会社の魅力を訴求していくことで採用強化につなげたいと考えております。

④知的財産権について

当社は、これまで第三者の知的財産権に関して、第三者の知的財産権に関する許諾を取得していること等を取引先企業に確認するよう努め、これを侵害することのないよう留意し、制作、取扱いを行っております。しかしながら、当社の事業拡大に伴い、知的財産権の取扱いは増加し、様々なことに対処する必要性があります。当社といたしましては、第三者の知的財産権を侵害することのないよう知的財産権への理解をさらに深め、管理体制の強化に努めてまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより、事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため、適切且つ効率的な業務運営を遂行するために、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制の強化をするとともに、業務の有効性、効率性及び適正性の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年２月28日現在）

当社は、主にスマートフォン・タブレット端末向けのデジタルコンテンツ流通サービスを行っております。

電子書籍のコンテンツ及び配信システムを企業向けに提供するとともに、電子書店の運営を行う「電子書籍事業」と、コンシューマ向けに音楽・映像などのコンテンツ配信サービスを行う「音楽・映像事業」、また、コンテンツホルダーのキャラクター等の二次利用権を活用した「ゲーム事業」を主要な業務としております。

(6) 主要な営業所及び事業所（平成27年２月28日現在）

本　　社	東京都渋谷区（注）
名古屋テクニカルオフィス	名古屋市中区
徳島木頭オフィス	徳島県那賀郡那賀町

（注）　平成26年８月１日付をもって本社は東京都渋谷区へ移転をしております。

(7) 使用人の状況（平成27年２月28日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92名	1名	34.3歳	4年3ヶ月

（注）　使用人数はアルバイト社員を除いて記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年２月28日現在）

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数　15,680,000株

(2) 発行済株式の総数　9,665,200株

(3) 株主数　4,049名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
藤田恭嗣	3,381,000株	34.98%
株式会社DGインキュベーション	563,000	5.82
大和田和恵	447,600	4.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	410,600	4.24
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	234,600	2.42
株式会社小学館	220,800	2.28
株式会社講談社	200,000	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	175,500	1.81
株式会社ＳＢＩ証券	156,900	1.62
溝口敦	104,800	1.08

（注）1. 上位10名の株主を記載しております。

2. 自己株式は所有しておりません。

3. 平成26年３月１日付で普通株式１株を２株、平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区分		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		平成20年５月27日	平成24年２月20日
新株予約権の数		662個	135個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 264,800株 （新株予約権１個につき400株）注3	普通株式 54,000株 （新株予約権１個につき400株）注3
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり110,000円 （１株当たり 275円）	新株予約権１個当たり100,000円 （１株当たり 250円）
権利行使期間		平成22年７月２日から平成30年７月１日まで	平成26年２月26日から平成34年２月25日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 293個 目的となる株式数 117,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 1名

（注）1.①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員または当社協力者の地位にあることを要する。但し、当社の取締役を任期満了により退任した場合、または従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

2. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、当社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、または従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

3. 平成25年９月14日付で普通株式１株を100株、平成26年３月１日付で普通株式１株を２株、平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

区分		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		平成24年５月22日	平成25年５月28日
新株予約権の数		220個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 88,000株 （新株予約権１個につき400株）注3	普通株式 20,000株 （新株予約権１個につき400株）注3
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり100,000円 （１株当たり 250円）	新株予約権１個当たり100,000円 （１株当たり 250円）
権利行使期間		平成27年２月26日から 平成35年２月25日まで	平成27年８月11日から 平成35年８月10日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）1. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する割当契約書に定めるところによる。

2. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、当社の取締役および監査役を任期満了により退任した場合、または従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

3. 平成25年９月14日付で普通株式１株を100株、平成26年３月１日付で普通株式１株を２株、平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

区分		第13回新株予約権
発行決議日		平成26年７月17日
新株予約権の数		1,408個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 281,600株 （新株予約権１個につき200株）注2
新株予約権の発行価額		2,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 568,000円 （１株当たり 2,840円）
権利行使期間		平成28年５月31日から平成33年８月18日まで
行使の条件		注1
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 120,000株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）1. ①新株予約権の割当を受けた者は、平成28年２月期から平成30年２月期までのいずれかの期において、経常利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が10億円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。また、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と割当契約者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2. 平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第13回新株予約権
発行決議日		平成26年７月17日
新株予約権の数		1,408個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 281,600株 （新株予約権１個につき200株）注2
新株予約権の発行価額		2,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 568,000円 （１株当たり 2,840円）
権利行使期間		平成28年５月31日から平成33年８月18日まで
行使の条件		注1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 568個 目的となる株式数 113,600株 交付者数 68名

（注）1.①新株予約権の割当を受けた者は、平成28年２月期から平成30年２月期までのいずれかの期において、経常利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益をいい、以下同様とする。）が10億円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。また、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と割当契約者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2. 平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年２月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田恭嗣	
取締役	溝口敦	事業統括本部長
取締役	山本治	経営企画室長　兼　管理本部長
取締役	寺山隆一	株式会社ニュース・サービス・センター代表取締役社長
取締役	林郁	株式会社デジタルガレージ代表取締役/グループCEO
常勤監査役	大和田和惠	
監査役	平尾周三	
監査役	森藤利明	森藤公認会計士事務所　所長 名古屋税理士法人　代表社員
監査役	堀泰人	堀泰人税理士事務所　所長

（注）１．取締役寺山　隆一氏及び取締役林　郁氏は、社外取締役であります。
２．監査役平尾　周三氏及び監査役森藤　利明氏は、社外監査役であります。
３．監査役森藤　利明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役堀　泰人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び税務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は監査役平尾　周三氏及び監査役森藤　利明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
①平成26年５月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、取締役森　秀樹氏は辞任により退任いたしました。
②平成26年５月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、取締役大和田　和惠氏は辞任により退任いたしました。
③平成26年５月27日開催の第15回定時株主総会において、大和田　和惠氏が監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
④平成26年５月27日開催の第15回定時株主総会後の監査役会において、平尾　周三氏は常勤監査役から監査役になりました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （うち社外　-名）	52,560千円 （うち社外　-千円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （うち社外　2名）	9,720千円 （うち社外　3,720千円）
合計 （うち社外役員）	9名 （うち社外　2名）	62,280千円 （うち社外　3,720千円）

（注）１．上記には、当事業年度中に退任した取締役を含んでおります。
２．当期末現在の取締役５名のうち社外取締役２名は無報酬であります。
３．取締役の報酬限度額は、平成23年５月25日開催の第12回定時株主総会において年額170百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成14年５月28日開催の第３回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役寺山　隆一氏は、株式会社ニュース・サービス・センターの代表取締役社長を兼務しております。同氏は当社株式40,000株及び新株予約権30個（6,000株）を保有しておりますが、その他に当社との間に人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

・社外取締役林　郁氏は、株式会社デジタルガレージの代表取締役/グループCEOをはじめ多数の企業の取締役を兼務しております。同氏は当社株式20,000株及び新株予約権30個（6,000株）を保有しておりますが、その他に当社との間に人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

・社外監査役平尾　周三氏は、当社株式33,200株を保有しておりますが、その他に当社との間に人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

・社外監査役森藤　利明氏は、当社新株予約権３個（1,200株）を保有しておりますが、その他に当社との間に人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 寺山 隆一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席し、他業界における幅広い経験から、助言、提言を行っております。
取締役 林 郁	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 平尾周三	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、他業界における幅広い経験から、助言、提言を行っております。
監査役 森藤利明	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会15回のうち15回に出席し、財務及び会計に関する幅広い経験から、助言、提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役寺山 隆一氏、社外取締役林 郁氏及び社外監査役森藤 利明氏との間に会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がないときに限るものとする。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区　　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令・定款及び社会規範を遵守するための「社員基本ルールブック」を制定し、全社に周知・徹底する。

② 定例取締役会は、原則として毎月１回開催し、経営の方針、法定事項及びその他の経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

③ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行する。

④ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

⑤ 取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役のうち１名以上は社外取締役とする。

⑥ 取締役の職務執行状況は、監査役会で決定した監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

⑦ 代表取締役社長の下に内部監査室を置き、定期的な内部監査により各部門の職務の執行状況を監査し、法令及び定款への適合性を確認する。

⑧ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切且つ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

② 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

② 必要に応じてリスク管理委員会を開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

③ 危機発生時には、「経営危機管理マニュアル」に基づき対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、取締役及び執行役員の業務執行機能を分離する。

② 「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「役員規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

③ 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(5) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社に子会社を含むグループ会社がある場合、当社から子会社の取締役又は監査役を派遣し、子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行う。

② 内部監査室は、当社に子会社を含むグループ会社がある場合、当社グループ企業の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、管理本部員又は内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。

② 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとすることにより、取締役からの独立性を確保する。
③ 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行うことにより、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
① 監査役は、取締役会のほか執行役員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
② 取締役及び使用人は法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
③ 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
④ 監査役はいつでも職務の執行に係る資料を自由に閲覧することができるものとし、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正且つ透明性を担保する。
② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
③ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
④ 当社に子会社を含むグループ会社がある場合、監査役は、当該グループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
⑤ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針とする。取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 反社会的勢力排除に向けて、対応部署及び対応責任者を明確化し、所轄の警察等並びに弁護士との連携体制を整備することで、組織的に対応する。

③ 新規取引の開始時等において反社会的勢力との関係の有無を調査し、関係が判明した場合には直ちに取引を解除する。

④ 反社会的勢力への対応に関する社内規程（マニュアル等を含む）を制定し明文化し、教育・研修を実施することで、取締役及び使用人への周知を図る。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年２月28日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,712,324	流動負債	2,255,611
現金及び預金	1,740,190	買掛金	1,929,360
売掛金	1,910,109	未払金	126,763
商品及び製品	34	未払費用	4,887
原材料及び貯蔵品	56	未払法人税等	95,576
前払費用	42,157	未払消費税等	50,971
繰延税金資産	24,737	預り金	4,261
その他	7,961	ポイント引当金	43,790
貸倒引当金	△12,923	固定負債	9,127
固定資産	408,404	資産除去債務	9,127
有形固定資産	66,278	負債合計	2,264,738
建物	42,689	（純資産の部）	
器具及び備品	23,589	株主資本	1,852,047
無形固定資産	149,118	資本金	863,753
ソフトウェア	96,928	資本剰余金	567,400
ソフトウェア仮勘定	13,043	資本準備金	567,400
コンテンツ	38,793	利益剰余金	420,892
電話加入権	351	その他利益剰余金	420,892
投資その他の資産	193,007	繰越利益剰余金	420,892
投資有価証券	0	新株予約権	3,942
関係会社株式	72,000	純資産合計	1,855,989
長期貸付金	15,000		
長期前払費用	1,204		
繰延税金資産	73,813		
差入保証金	30,989		
資産合計	4,120,728	負債純資産合計	4,120,728

損　益　計　算　書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,074,664
売上原価		6,932,797
売上総利益		1,141,866
販売費及び一般管理費		728,853
営業利益		413,013
営業外収益		
受取利息	806	
助成金収入	700	
その他	108	1,614
営業外費用		
支払利息	252	
株式交付費	1,048	
その他	7	1,309
経常利益		413,318
特別損失		
固定資産除却損	1,999	
事務所移転費用	4,354	6,353
税引前当期純利益		406,965
法人税、住民税及び事業税	142,362	
法人税等調整額	24,610	166,973
当期純利益		239,992

株主資本等変動計算書

（平成26年３月１日から
平成27年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	776,423	480,070	480,070	180,900	180,900	1,437,394	－	1,437,394
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	87,330	87,330	87,330			174,660		174,660
当期純利益				239,992	239,992	239,992		239,992
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							3,942	3,942
当期変動額合計	87,330	87,330	87,330	239,992	239,992	414,652	3,942	418,595
当期末残高	863,753	567,400	567,400	420,892	420,892	1,852,047	3,942	1,855,989

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　：　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの：　移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品：　最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）：　定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　8～15年
工具、器具及び備品　3～10年

無形固定資産（リース資産を除く）：　定額法を採用しています。
自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年から５年）に基づく定額法を採用しています。
コンテンツについては、利用可能期間（１年から３年）に基づく定額法を採用しています。

長期前払費用：　均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ポイント引当金：　顧客がコンテンツをダウンロードまたは閲覧するために、前もって購入等したポイントのうち当事業年度末未使用ポイント残高に対し、今後の使用により発生すると見込まれる費用負担額をポイント引当金として計上しています。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

追加情報

（法人税率の変更等による影響）

当社は、当事業年度において、平成26年８月１日に本社を移転することを決定したこと及び「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を前事業年度の37.7％から38.0％に変更し、平成27年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0％から35.6％になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,500千円減少するとともに、法人税等調整額が同額増加しております。

２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　219,501千円

３．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式　　9,665,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

②当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年５月27日定時株主総会	普通株式	19,330千円	利益剰余金	2円	平成27年２月28日	平成27年５月28日

(3) 新株予約権に関する事項

発行決議日	株式の種類	株式の数
平成17年８月19日	普通株式	63,200株
平成18年１月20日	普通株式	59,200
平成20年５月27日	普通株式	264,800
平成24年２月20日	普通株式	66,000
平成25年２月25日	普通株式	88,000
平成25年８月10日	普通株式	20,000
平成26年７月17日	普通株式	281,600

（注）平成18年11月13日付で普通株式１株を２株、平成25年９月14日付で普通株式１株を100株、平成26年３月１日付で普通株式１株を２株、平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	77,532千円
未払事業税	7,027千円
投資有価証券評価損	3,742千円
資産除去債務	3,252千円
ポイント引当金	15,606千円
その他	2,424千円
繰延税金資産小計	109,585千円
評価性引当金	△8,427千円
繰延税金資産合計	101,158千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用の資産計上額	2,607千円
繰延税金負債合計	2,607千円
繰延税金資産の純額	98,550千円

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営上必要な資金以外の余資を短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入による方針です。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。当該リスクに対しては、月次に資金繰計画を作成するとともに、日次で資金残高を把握確認するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,740,190	1,740,190	－
(2) 売掛金	1,910,109	1,910,109	－
(3) 長期貸付金	15,000	15,339	339
資産計	3,665,300	3,665,639	339
(1) 買掛金	1,929,360	1,929,360	－
(2) 未払金	126,763	126,763	－
負債計	2,056,123	2,056,123	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを約定金利に金利水準（国債利回り）の変動を反映した利子率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	72,000

関係会社については、市場価格がなく、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1) 現金及び預金	1,740,190	－	－	－
(2) 売掛金	1,910,109	－	－	－
(3) 長期貸付金	－	－	15,000	－
合計	3,650,300	－	15,000	－

７．持分法損益に関する注記

関連会社が１社ありますが、損益等から見て重要性が乏しいため、記載しておりません。

８．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　191円62銭

(2) １株当たり当期純利益金額　25円49銭

（注）当社は、平成26年３月１日付で普通株式１株につき２株、平成26年12月１日付で普通株式１株につき２株とする株式分割を行っております。なお、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月14日

株式会社メディアドゥ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴　田　光　明　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轟　　芳　英　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石　崎　勝　夫　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メディアドゥの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月16日

株式会社メディアドゥ　監査役会

常勤監査役	大和田　和　惠	㊞
社外監査役	平　尾　周　三	㊞
社外監査役	森　藤　利　明	㊞
監査役	堀　　泰　人	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財政状態及び経営成績を勘案しながら利益配当を行っていく所存でありますが、現状においては事業の拡大過程にありますので内部留保の充実を優先とする方針であります。

しかしながら、当期につきましては、平成27年４月１日に創立20周年を迎えたことについて、これまでご支援いただきました株主の皆様への感謝の意を表し、記念配当を実施することとし、剰余金の処分につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭と致します。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

記念配当として、当社普通株式１株につき金２円と致したいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、19,330,400円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年５月28日と致したいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）　今後の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第５条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の15,680,000株から38,971,000株に変更するものであります。なお、平成27年３月末日時点の当社の発行済株式の総数は9,742,800株であります。

（２）　取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）第１項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第２項を削除するものであります。

（３）　平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割が十分発揮できるように、責任限定契約の締結を可能とするため、現行定款第30条(取締役の責任免除)第２項及び第41条(監査役の責任免除)第２項を変更するものであります。なお、現行定款第30条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（４）　上記(２)の取締役の任期の短縮に伴い、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするために、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるように、定款変更案記載のとおり第46条（剰余金の配当等の決定機関）、第47条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第６条（自己の株式の取得）、現行定款第47条（期末配当金）、現行定款第48条（中間配当金）を削除し、現行定款第49条（期末配当金等の除斥期間）を変更するものであります。

（５）　上記変更に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、１５，６８０，０００株とする。	第５条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、３８，９７１，０００株とする。
第６条（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条項１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第７条～第20条（条文省略）	第６条～第19条（現行どおり）
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２.増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）
第22条～第29条（条文省略）	第21条～第28条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第30条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の同法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	第29条（取締役の責任免除） （省略）
２．当会社は社外取締役との間で、会社法第４２７条第１項の規定により、同法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。	２．当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第４２７条第１項の規定により、同法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。
第31条～第40条（条文省略）	第30条～第39条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第41条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の同法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	第40条（監査役の責任免除） （省略）
２．当会社は社外監査役との間で、会社法第４２７条第１項の規定により、同法４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。	２．当会社は監査役との間で、会社法第４２７条第１項の規定により、同法４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。
第42条～第46条（条文省略）	第41条～第45条（現行どおり）
（新設）	第46条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第47条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	（削除）
第48条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年８月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（削除）
（新設）	第47条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年８月末日とする。 ３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
第49条（期末配当金等の除斥期間） 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２．未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	第48条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ２．未払いの配当金には利息をつけない。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	藤田恭嗣（ふじたやすし） （昭和48年８月31日）	平成８年４月　有限会社フジテクノ（平成13年11月当社に吸収合併）設立 代表取締役 平成11年４月　当社設立　代表取締役社長（現任） 平成25年12月　株式会社ＦＩＢＣ設立　代表取締役社長（現任）	3,381,000株
2	溝口敦（みぞぐちあつし） （昭和49年７月13日）	平成12年４月　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ入社 平成20年７月　当社入社　執行役員 コンテンツ＆メディア事業本部長 平成21年９月　当社執行役員　営業本部長 平成22年５月　当社取締役　営業本部長 平成25年３月　当社取締役　事業統括本部長（現任） 平成27年１月　LINE Book Distribution株式会社　取締役（現任）	104,800株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	山本　治（やまもと　おさむ） （昭和42年２月18日）	平成２年４月　日本合同ファイナンス株式会社入社（現株式会社ジャフコ） 平成11年８月　株式会社メンバーズ取締役 平成17年７月　株式会社デジタルガレージ入社 平成19年４月　フォートラベル株式会社取締役 平成22年９月　株式会社ＤＧインキュベーション取締役 平成22年10月　株式会社もしも取締役 平成23年３月　株式会社ギフティ取締役 平成23年９月　株式会社Open Network Lab取締役 平成24年６月　当社入社　執行役員　経営企画室長 平成25年５月　当社取締役　経営企画室長 平成26年５月　当社取締役　経営企画室長兼管理本部長（現任） 平成27年１月　LINE Book Distribution株式会社　監査役（現任）	44,800株
4	伊藤　啓（いとう　さとる） （昭和26年５月８日） ※	昭和50年４月　野村證券株式会社入社 平成10年６月　同社営業企画部長 平成11年４月　同社人事部長 平成11年６月　同社取締役 平成15年６月　野村土地建物株式会社　常務取締役 平成16年８月　野村ファシリティーズ株式会社　執行役社長 平成20年６月　株式会社ジャフコ　社外監査役 平成21年４月　野村證券株式会社　顧問 平成24年５月　株式会社スクロール　社外監査役（現任）	０株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	伊藤　行雄（いとう　ゆきお） （昭和27年６月12日） ※	昭和50年４月　日本電気株式会社入社 平成20年４月　同社執行役員常務兼第二コンピュータ事業本部長 平成20年10月　同社執行役員常務 平成22年４月　NECディスプレイソリューションズ株式会社　顧問 平成22年６月　同社　代表取締役執行役員社長 平成24年４月　NECフィールディング株式会社　顧問 平成24年６月　同社　代表取締役執行役員社長 平成26年６月　同社　顧問（現任）	０株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．伊藤啓氏及び伊藤行雄氏は、社外取締役候補者であります。

４．伊藤啓氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。

５．伊藤行雄氏は、テクノロジー分野に関する豊富な知識と経験を有しているとともに、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な知識や経験と高い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものです。

６．当社は、伊藤啓氏及び伊藤行雄氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がないときに限るものとする。

７．当社は、伊藤啓氏及び伊藤行雄氏が選任された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役平尾周三氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者は、監査役平尾周三氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、前任者の残存期間となります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
田村　茂（たむら　しげる） （昭和36年10月８日）	昭和60年４月　株式会社横浜銀行　入行 平成12年６月　株式会社メンバーズ　入社 経営管理部長兼公開準備室長 平成12年８月　同社　管理担当取締役（CFO） 平成14年９月　株式会社アプリックス　入社 経営管理本部長（CFO） 平成15年６月　オリックス株式会社　入社 投資銀行本部プリンシパルインベストメント　バイスプレジデント 平成15年11月　株式会社フーズネット　監査役 平成16年９月　ドリームインフィニティ株式会社　監査役 平成17年８月　株式会社MICメディカル　入社　上席執行役員社長室長 平成18年８月　同社　取締役副社長 平成22年６月　同社　代表取締役社長 平成24年10月　同社　取締役会長（現任） （平成27年５月退任予定）	０株

（注）１．田村茂氏は、新任の社外監査役候補者であります。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．田村茂氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断し、これらの豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものです。

４．当社は、田村茂氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がないときに限るものとする。

５．当社は、田村茂氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年５月25日開催の第12回定時株主総会において年額１億７千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、上記取締役の報酬額の範囲内において、下記のとおりの内容でインセンティブ付与型ストックオプションとしての新株予約権を年額５千万円以内で発行を行うことができるものと致したいと存じます。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案（取締役５名選任の件）が原案どおり可決されますと、取締役の員数は５名（うち社外取締役２名）となります。

インセンティブ付与型ストックオプション

新株予約権の払込金額につきましては、無償又はオプション評価モデルを用いて合理的に算出した新株予約権の公正価額（ただし、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し当該公正価額に相当する金銭報酬を支給し、当該金銭報酬債権と払込債務を相殺する）のいずれかによるものとします。

１．新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。また、付与株式数において、当社が、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

２．新株予約権の個数

割り当てる新株予約権の年間の個数は、取締役にインセンティブ付与型ストックオプションとして付与する報酬の額を、当該付与の際にオプション評価モデルを用いて合理的に算出した新株予約権１個当たりの公正価額で除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）を合計した数を限度とする。

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引は成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（１円未満の金額は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、

行使価額は、当社が、当社普通株式につき、株式の分割又は株式の併合等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

４．権利行使期間

各新株予約権割当日の翌日から10年以内とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定する。

５．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

６．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役その他の当社取締役会において適当と認める地位にあることを要する。

（２）新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

（３）その他の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定する。

７．その他の新株予約権の内容

上記１．から６．の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において決定する。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京証券会館　８階ホール
　　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
電話：03－3667－9210

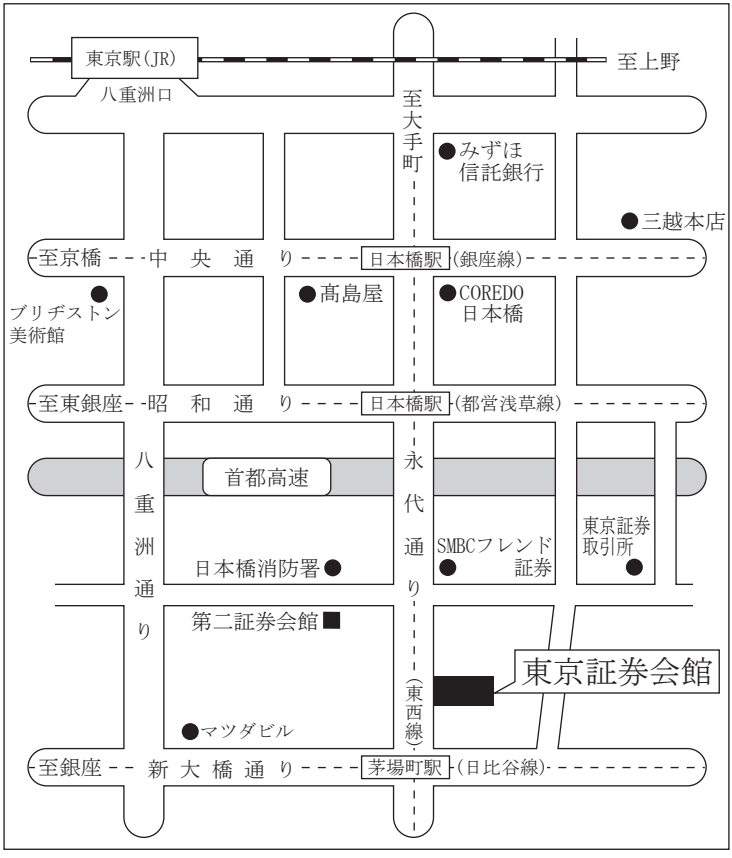

交通機関
（東京メトロ東西線）　　茅場町駅下車８番出口
（東京メトロ日比谷線）　茅場町駅下車８番出口

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。